

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援

1 地域循環共生圏の取組の推進

(1) 地域循環共生圏のモデル事業支援＜廃棄物対策課＞

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し、支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援した。

第2節 自然環境の保全及び活用

1 環境影響評価制度の的確な運用

(1) 環境影響評価制度の的確な運用＜環境管理課＞

○ 「岐阜県環境影響評価条例」

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、「岐阜県環境影響評価条例施行規則」について、平成27年8月に土地開発事業における要件の見直しのため一部改正し、同年9月1日に施行した。さらに、令和4年3月に高層工作物又は高層建築物の建設における要件の見直しのため一部改正し、同年3月1日に施行した。

条例に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料5のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料6に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料7のとおりである。

○ 「岐阜県地域環境保全指針」

・趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開

発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

・内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

○ 中央新幹線のトンネル工事等の環境保全

中央新幹線事業は、環境影響評価法に基づき平成26年8月に「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」が公表されており、県は、県内のトンネル等の工事計画が具体化された際に提出される環境保全の計画及び環境影響に関する報告について、その内容を確認し、事業者の適切な環境保全措置が確保されるよう努めている。

なお、令和6年5月に県に報告された瑞浪市大湫町における地下水位低下の事案については、岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会を令和6年度中に9回開催し、影響範囲の把握、原因究明、応急措置、被害拡大防止等を中心に審議を行った。

2 自然と共生した川づくり

(1) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベストリバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

○ 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

○ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

○ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では、以前からホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策

協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

(2) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

(3) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課><河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

- ・岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催
- ・岐阜県自然工法管理士2,647名を認定（令和7年度4月時点）
- ・各現場で実施した自然共生への取組（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

3 自然公園の保全及び活用

(1) 自然公園の概要<環境生活政策課>

○ 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

○ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、環境大臣又は知事に事前に届出を行うこととされている。

○ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

○ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和6年度においては中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター改修工事、白山国立公園の大倉山避難小屋改修工事等を実施した。

表2-3-1 自然公園の状況

(令和7年3月末現在)

区 分	公 園 計 画		特 別 地 域				普 通 地 域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国立公園	38, 236	(19. 6) 100	14, 647	38. 3	19, 182	50. 2	4, 407	11. 5
国定公園	34, 632	(17. 8) 100	38	0. 1	31, 934	92. 2	2, 660	7. 7
県立自然公園	122, 225	(62. 6) 100	0	0. 0	13, 134	10. 7	109, 091	89. 3
計	195, 093	100	14, 685	7. 5	64, 250	32. 9	116, 158	59. 6

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-3-2 自然公園内における行為許可・届出の状況

区 分		工作物の新増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)
令和 6 年度	国 立 公 園	44	0	0	0	17	61
	国 定 公 園	106	19	9	11	7	152
	県 立 自 然 公 園	54	21	4	16	10	105
	計	204	40	13	27	34	318
令和 5 年 度		183	42	14	24	27	290
令和 4 年 度		195	44	19	22	25	305
令和 3 年 度		318	57	53	17	46	491

備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-3 自然公園の利用施設の整備状況

(令和6年度)

公 園 名	市町村名	事 業 内 容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	乗鞍鶴ヶ池駐車場舗装改修工事	公共・県単	岐阜県
		中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター改修工事	公共	岐阜県
白山国立公園	白川村	大倉山避難小屋改修工事	公共	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	休憩舎デッキ改修等工事	公共	高山市
	飛騨市	標識設置工事	公共	飛騨市
東海自然歩道	恵那市	標識改修等工事	公共	恵那市
	海津市	公衆トイレ再整備工事	公共	岐阜県
		木橋改修工事	公共	岐阜県
	垂井町	標識改修工事	公共	垂井町
	関ヶ原町	東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター機器更新工事	県単	岐阜県

備考) 県環境生活政策課調べ

図2-3-1 自然公園の位置図

国立公園

- ①中部山岳
②白山

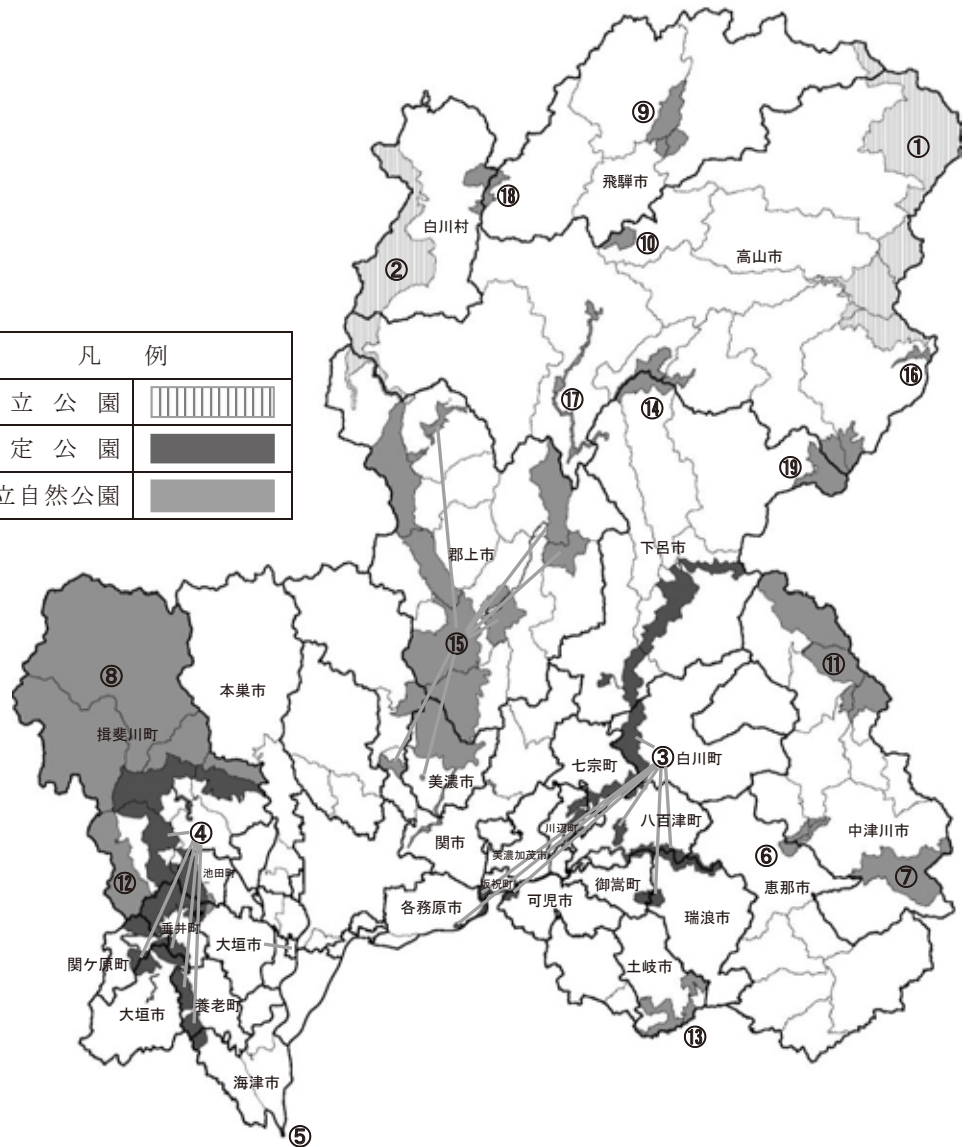
国定公園

- ③飛騨木曽川
④揖斐関ヶ原養老

県立自然公園

- ⑤千本松原
⑥恵那峡
⑦胞山
⑧揖斐
⑨奥飛騨数河流葉
⑩宇津江四十八滝
⑪裏木曽
⑫伊吹
⑬土岐三国山
⑭位山舟山
⑮奥長良川
⑯野麦
⑰せせらぎ溪谷
⑱天生
⑲御嶽山

凡 例	
国 立 公 園	
国 定 公 園	
県立自然公園	



備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-4 県内の国立・国定公園・県立自然公園の一覧

区分	位置図 番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)
国立公園	①	中部山岳 (S9.12.4)	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の 群生	(174,323) 24,219
	②	白山 (S37.11.12)	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、高山市、白川村	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017
国定公園	③	飛騨木曽川 (S39.3.3)	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、 各務原市、可児市、下呂市、 坂祝町、川辺町、七宗町、八 百津町、白川町、御嵩町	飛騨川、木曽川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413
	④	揖斐関ヶ原 養老 (S45.12.28)	大垣市、本巣市、海津市、養 老町、垂井町、関ヶ原町、揖 斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、 池田山、養老山系の自然美	20,219
計			4箇所		72,868

区分	位置図 番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)
県 立 自 然 公 園	⑤	千本松原 (S29.9.14)	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42
	⑥	恵那峡 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505
	⑦	胞山 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027
	⑧	揖斐 (S31.4.20)	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834
	⑨	奥飛騨数河流葉 (S35.8.30)	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959
	⑩	宇津江四十八滝 (S35.8.30)	高山市	滝を中心とする景観美	800
	⑪	裏木曾 (S38.1.22)	中津川市	御嶽西側の森林峡谷美	11,654
	⑫	伊吹 (S42.3.17)	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450
	⑬	土岐三国山 (S44.4.1)	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516
	⑭	位山・舟山 (S44.4.1)	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656
	⑮	奥長良川 (S44.4.1)	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122
	⑯	野麦 (S47.4.1)	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428
	⑰	せせらぎ溪谷 (H8.4.1)	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318
	⑱	天生 (H10.4.1)	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観美	1,638
	⑲	御嶽山 (H11.4.1)	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276
計			15箇所		122,225
自然公園合計			19箇所		195,093

備考) 県環境生活政策課調べ

(2) 中部山岳国立公園の魅力増進に向けた取組推進<環境生活政策課>

中部山岳国立公園とその周辺地域への誘客拡大のため、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターを拠点に、ホームページ等で地域の情報を発信するとともに、豊かな自然観光資源を活用した自然体験プログラムを実施した。

(3) 御嶽山の国定公園指定に向けた取組<環境生活政策課>

富士山に次ぐ3,000mを超える標高を誇る活火山の独立峰であり、山頂から山麓まで植生の垂直分布による連続的かつ原生的な自然景観を有する御嶽山について、御嶽山県立自然公園及び下呂市小坂地域の区域を国定公園に指定するよう、環境大臣に申出を行った。

(4) 自然公園の風致景観の保護及び計画的な整備・補修<環境生活政策課>

自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員13名を配置し、各圏域の保護体制の確保を図っている。また、自然公園を安全かつ快適に利用できるよう、令和6年度は中部北陸自然歩道及び東海自然歩道の改修工事等を実施した。

4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進

(1) サステイナブル・ツーリズムの推進＜観光文化スポーツ政策課＞

本県では、初心者から上級者まで様々なコースの滝巡りが楽しめる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」（いずれも「岐阜の宝もの」に認定）など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用の両輪で持続可能な取組を支援している。

また、これらの魅力を国内外に広くPRし、誘客促進及び観光消費額の拡大を図っている。

令和6年度は、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターのリニューアルオープンを契機とし、中部山岳国立公園などの自然観光資源を中心とした奥飛騨エリアの魅力を国内外に発信するため、インバウンド向けの特集ウェブページを作成したほか、山岳メディアやインフルエンサーを活用したプロモーション、旅メディアや旅行会社と連携した首都圏向け観光PRイベントを実施した。

また、持続可能な観光地域づくりを進めるため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づき地域が取り組む持続可能な観光地域づくりを支援した。さらに、サステイナブル・ツーリズムの国際指標を取り入れた独自基準により、世界から選ばれる旅先となることが期待できる地域・観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE ～岐阜未来遺産～」として認定した、「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」について、国内外に向け、魅力を発信するとともに認定地域が取り組む受入環境整備を支援した。

(2) グリーンツーリズムの推進＜農村振興課＞

グリーンツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。平成29年に田園回帰志向の高まりやインバウンド、農泊ビジネスへの対応など、グリーンツーリズムを取り巻く環境変化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立され、県では、推進協議会の取組を支援するなど、連携してグリーンツーリズムを推進している。

また、グリーンツーリズムインストラクターなどによる農林漁業体験、地域食材を使った料理の提供などを行う施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録し、情報発信を行っている。

(3) ONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進＜環境生活政策課＞

温泉を起点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組である ONSEN・ガストロノミーウォーキングの県内普及を図るため、県主催により高山市で開催するとともに、池田町の取組を支援し、開催を促進した。

(4) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進＜農村振興課＞

農村地域でのワークーションを推進するため、「ぎふの農村ならではの」体験メニューと地域貢献を目的としたボランティアメニューを組み合わせた滞在型プログラムである「GIFU-D0農泊」プランについて、販売に向けたモデルツアーを実施した。

(5) 森林サービス産業の推進＜森林活用推進課＞

森林サービス産業とは、森林空間を「健康」「教育」「観光」等の多様な分野で活用し、山村地域における新たな雇用と収入機会、関係人口の創出を図る取組であり、その推進母体として令和5年1月に「ぎふ森のある暮らし推進協議会」が設立された。県では推進協議会の取組を支援するなど、連携して森林サービス産業を推進している。

また、ぎふ森のある暮らし推進協議会では、令和6年度に県内の森林空間を活用した体験プログラムを発掘・育成し、一体的に広報することで県内外からの誘客を図る「ぎふ森フェス」を開催した。

5 長良川システムの保全・活用・継承

(1) 長良川システムの価値を伝える活動等の推進＜里川・水産振興課＞

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を将来にわたり保全・活用・継承していくための取組を着実に進める。

図2-3-2 長良川システム



6 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した営農活動の普及推進＜農産園芸課＞

○ GAP（農業生産工程管理）導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業現場における生産工程をリスク管理し、適正な農業経営に改善する「ぎふ清流GAP評価制度」の認証取得を推進し、GAP指導員を育成（資格が有効な者：計219名）するとともに、農業者・産地に対する丁寧なサポートを実施することで、令和6年度は新たに24農場を認証した。

7 棚田を核とした地域振興

(1) 指定棚田地域の活動計画認定支援＜農村振興課＞

県土の保全や水源かん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興のため、指定棚田地域振興協議会の活動計画の策定などを支援し、活動計画認定棚田数は30箇所（令和6年度末時点）となった。

(2) 農村の維持保全と関係人口の創出や移住・定住の推進＜農村振興課＞

農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」として登録するとともに、令和6年度は農地の草刈りや収穫作業などの活動を62回開催し、延べ536人が参加した。

(3) 棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会の創出＜農村振興課＞

飛騨市種蔵棚田において、都市住民を対象とした棚田を体験し理解するツアープログラムを実施した。

8 林業の担い手確保

(1) 新たな担い手確保の推進＜森林経営課＞

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、東京・名古屋で開催された「森林の仕事ガイダンス」等に参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、UIJターン希望者や転職希望者に対して、林業のPRや就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した単身者6名、世帯者2名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付するとともに、外国人材の活用に向けて在留外国人が多い自治体等へ聴き取り調査を行うなど、新た

な担い手確保の推進に努めた。

(2) スマート林業の推進＜森林経営課＞

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業体等に対し林業機械の購入（1事業体）及びレンタル（12事業体）、並びにICTの導入（11事業体）を支援した。

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除

(1) 岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックの公表＜環境生活政策課＞

本県においても、外来種の新たな侵入・定着や分布拡大による、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害が懸念されている。そのため、県では、外来種対策推進の基礎資料とすることを目的に、多くの研究者等の協力を得て、令和7年3月に「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」を取りまとめて公表した。

また、外来種に関する県民の理解促進を図るため、特に周知が必要な種について、その特徴や生態系等への影響、防除方法などをまとめたハンドブックを作成した。

表2-3-5 岐阜県生態系被害防止外来種リストに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類	甲殻類	軟動物	その他無脊椎動物	合計
○国外由来												
総合対策外来種	101	8	3	3	2	10	25	1	3	10	1	167
産業管理外来種	21	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	23
定着予防外来種	1	2	0	6	1	5	7	1	3	0	0	26
小計	123	10	3	9	3	16	33	2	6	10	1	216
○国内由来												
総合対策外来種	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
産業管理外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定着予防外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
合計	124	10	3	9	3	19	33	2	6	11	1	221

表2-3-6 岐阜県生態系被害防止外来種リストのカテゴリー定義

総合対策外来種	総合的に対策が必要な外来種	県内に定着が確認されているもので、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼす又はそのおそれがあり、総合的な対策が必要な外来種
産業管理外来種	適切な管理が必要な産業上重要な外来種	産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要な外来種
定着予防外来種	定着を予防する外来種	県内に定着した場合、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼすおそれがあり、定着を予防する外来種

(2) 特定外来生物の防除＜環境生活政策課＞

県では、県内での定着が極めて稀、もしくは生息が確認されていないもので、人に危害を加える恐れのあるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる種を選定し、平成24年に「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定した。令和2年11月からは、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとしている。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。